

特 別 抗 告 理 由 書

最高裁判所令和4年(ラク)第40号

原審:広島高等裁判所令和4年(ラ)第151号 裁判官に対する忌避の申立て却下決定に対する即時抗告事件

[一審・広島地方裁判所令和4年(モ)第106号、基本事件:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号]

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

抗告人(原告) 高野 邦夫

基本事件の相手方

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被抗告人(被告) 国 代表者法務大臣 古川 禎久

令和4年9月13日作成

最高裁判所 御中

付 属 書 類=なし

記

第一. 特別抗告の趣旨

1.令和4年9月1日、広島高等裁判所から同裁判所令和4年(ラ)第151号(原審・令和4年(モ)第106)の決定書を特別送達により受領した。

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

2.原決定は全部不服であるから、民事訴訟法第25条5項・同法第332条により即時抗告する。

4.原決定を破棄し、更に「本件裁判官に対する忌避の申立てには理由がある」との裁判を求める。

★民事訴訟法第三三六条(特別抗告)

地方裁判所及び簡易裁判所の決定及び命令で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の決定及び命令に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告は、裁判の告知を受けた日から五日の不変期間内にしなければならない。

第二.特別抗告に至った経緯(理由).

1.即時抗告理由書において特別抗告人は下枠内のように述べた。

- 1.広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号損害賠償事件(現在控訴中)で、本件裁判官は国の主張の「引き写し」とも言える判決を下した。抗告人(以下私という)が忌避申立を行ったのは、「私に不利な判断したから」などという理由からではない。
- 2.広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償事件(原事件)は、同裁判所令和3年(ワ)第29号損害賠償事件(現在控訴中)の中で、国が行った訴訟詐欺の部分を付加する訴えの変更申立(却下された)と抱き合わせて主張・立証した部分を別訴として仕立てたものに他ならない。
- 3.以上の経緯からすれば、本件裁判官は事実関係を知悉しており、内心には予断と偏見すら形成されているのではないかと推認される客観的事実が存在している。
- 4.また本件裁判官も官吏であるから、刑事訴訟法第239条2項の犯罪(国の詐欺と文書偽造)の告発義務が存在していた筈である。本件裁判官が犯人隠避罪(刑法103条)を犯したとの嫌疑もある。

★刑事訴訟法第239条

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、**告発をしなければならない。**

★刑法第一〇三条(犯人蔵匿等)

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

ところで、元来、裁判官の忌避の制度は、裁判官がその担当する事件の当事者と特別な関係にあるとか、**訴訟手続外**において**すでに事件につき一定の判断を形成している**とかの、当該事件の手続外の要因により、当該裁判官によっては、その事件について公平で客観性のある審判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件の審判から排除し、裁判の公正および信頼を確保することを目的とするものであつて、その手続内における審理の方法、態度などは、それだけでは直ちに忌避の理由となしえないものであり、これらに対しては異議、上訴などの不服申立方法によって救済を求めるべきであるといわなければならない。したがつて、訴訟手続内における審理の方法、態度に対する不服を理由とする忌避申立は、しよせん受け容れられる可能性は全くないものであつて、それによつてもたらされる結果は、訴訟の遅延と裁判の權威の失墜以外にはありえず、これらのことは法曹一般に周知のことがらである。

最高裁判所昭和48年(シ)第66号決定より引用

- 1,上枠内の最高裁判所決定は、刑事事件のものではあるけれども、裁判官忌避制度の趣旨において通ずるところがあるので引用した。
- 2.本件裁判官は、広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償事件(原事件)の**訴訟手続外**である広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号損害賠償事件の担当裁判官であり「**訴訟手続外においてすでに事件につき一定の判断を形成している**」場合に該当する。

第三.憲法違反について

- 1.そもそも憲法違反とは、憲法の価値理念に違背(不適合)する事をいう。
- 2.加藤弾裁判官は、広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号(以下前訴という)の担当裁判官であった。加藤弾裁判官が、前訴ですでに事件につき一定の判断を形成していた事に疑いの余地はなく、この点は客観的に明らかな事実である。
- 3 一審原審ともに、**裁判の公正を妨げるべき事情があるときに該当しないと**、民訴法24条1項の趣旨に敢えて違背し、抗告を却下している。

★民事訴訟法第二四条(裁判官の忌避)

裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

- 4.原決定は、唯々一審の判断を擁護したものと解する他ない。この点が憲法第三二条の保障している[裁判を受ける権利]を侵害しているのである。

☆憲法第三二条[裁判を受ける権利]

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

- 5.[裁判を受ける権利]における裁判とは「裁判所における裁判官の裁判であれば良い」というものではなく、構成その他において偏頗がなく、公平なものでなくてはならないのは勿論である。

第四.結語

いくら形骸化の甚だしい民事裁判とはいえ、中身が空っぽでは、国民を欺き騙す代物というべきでしょう。原決定を破棄し、中身の入った裁判を求めるところです。

こうのくにお

高野邦夫(特別抗告人・即時抗告人・基本事件原告)

令和4年9月13日作成

最高裁判所 御中